

第15号議案

ふじみ野市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する
条例の一部を改正する条例

ふじみ野市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例
(平成24年ふじみ野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項後段を次のように改める。

この場合において、欠損金を埋めてもなおその利益に残額があるときは、減
債積立金、利益積立金又は建設改良積立金として積み立てるものとする。

第2条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、
同項を同条第2項とし、同条中第5項を第3項とする。

第5条第2項中「第2条第5項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利益の処分の方法に柔軟性を持たせ、事業運営の安定化を図るため、ふじみ
野市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の一部
を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第
1号の規定により、この案を提出するものである。